

保護者の皆様へ

大阪府立西寝屋川高等学校
校長 金沢 加代

特別警報、危険警報または暴風警報発令時の対象区域変更について

初夏の候、保護者の皆様にはますます御清祥のことと、お喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、6月上旬に本校における「警報」等が発令されたときの措置についてお知らせいたしましたが、特別警報、危険警報又は暴風警報が発令されている場合の判断基準につきまして、下記のように対象区域を変更いたします。ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

記

[判断及び措置]

・通常授業時など（考查期間以外）

1. 午前 7 時現在で警報が解除されている場合・・・8 時 50 分始業
2. 午前 9 時現在で警報が解除されている場合・・・10 時 55 分始業
3. 午前 11 時現在で警報が解除されている場合・・・13 時 30 分始業
4. 午前 11 時現在で警報が継続している場合・・・休業

・考查期間中

1. 午前 7 時現在で警報が解除されている場合……平常どおり考查 1 限目より開始
2. 午前 9 時現在で警報が解除されている場合……考查 1 限 2 限を実施・3 限は別途指示
【1 限目】 点呼 10 時 50 分 10 時 55 分～11 時 40 分
【2 限目】 点呼 11 時 50 分 11 時 55 分～12 時 40 分
3. 午前 11 時現在で警報が継続している場合……考查 1 限 2 限を実施・3 限は別途指示
【1 限目】 点呼 13 時 25 分 13 時 30 分～14 時 15 分
【2 限目】 点呼 14 時 25 分 14 時 30 分～15 時 15 分
4. 午前 11 時現在で警報が続行されている場合・・・休業
☆考查の延期については、別途指示します。

☆判断基準は、寝屋川市、枚方市、守口市及び門真市のいずれかに

特別警報、危険警報又は暴風警報が発令されている場合とします。

変更前：「東部大阪に」

変更後：「寝屋川市、枚方市、守口市及び門真市のいずれかに」

☆解除および継続の情報はNHKニュースによるものとします。(上記時刻は実際に解除された時刻とします。)

[出欠の扱い]

生徒の居住地における特別警報、危険警報または暴風警報による欠席・欠課・遅刻は個別に対応します。
該当する場合は、事後できる限り早い機会に担任に申し出てください。